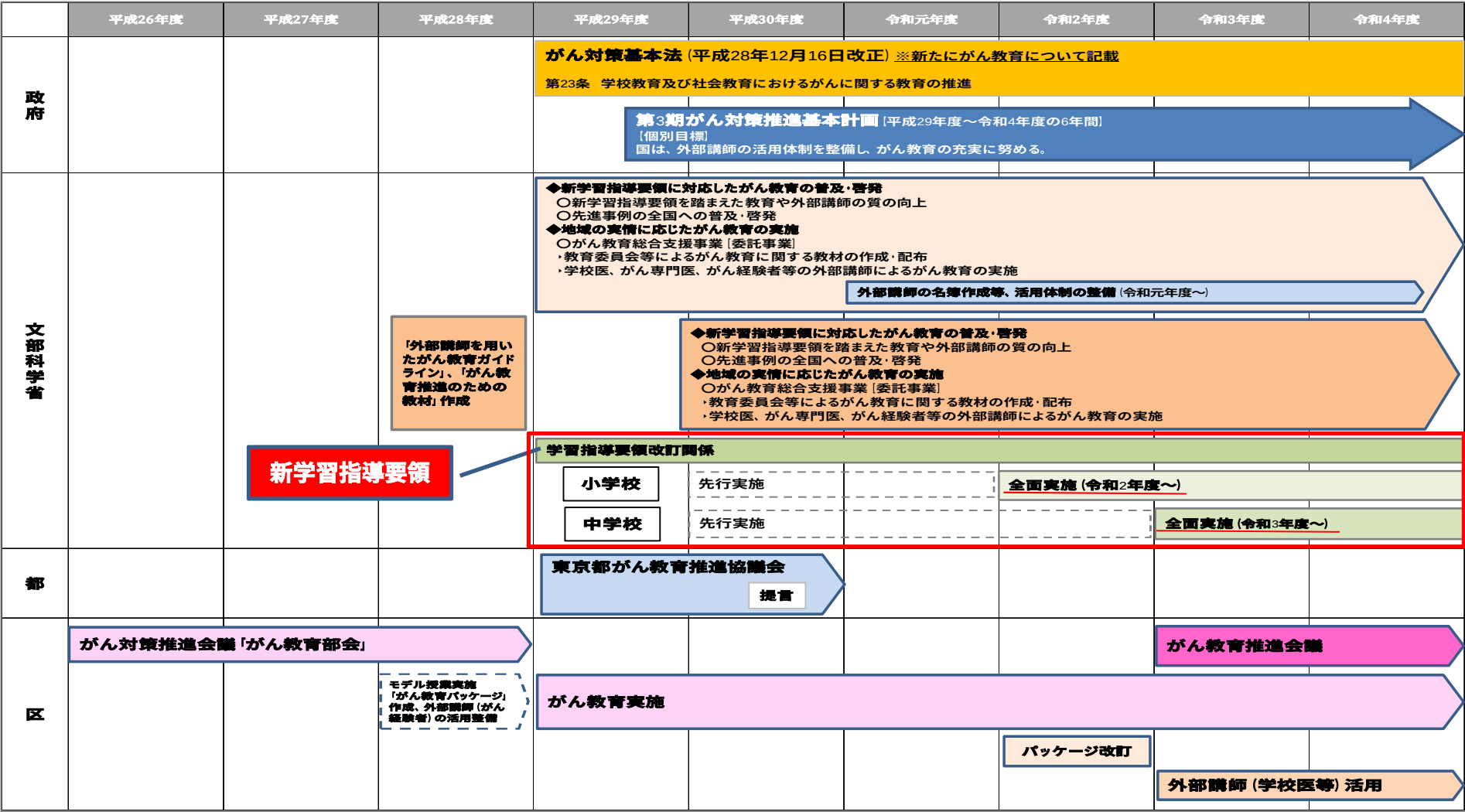


区では、平成29年度から「墨田区がん対策推進計画」に基づき教育委員会と保健計画課が協力をして、国等ががん教育に取り組む前からがん教育事業を実施している。
令和2年度から小学校、令和3年度から中学校において新学習指導要領が全面実施となるに当たり、学校が主体的に取り組めるような体制づくりが必要である。

1 がん教育の取組の経過



国

○平成24年6月第2期がん対策推進基本計画閣議決定
(がん教育の実施)
○平成28年4月外部講師を用いたがん教育ガイドライン作成
○同年12月がん対策基本法改正(第23条がん教育の推進)
○平成29年10月第3期がん対策推進基本計画閣議決定

○平成29年学習指導要領改訂
・ 小学校:令和2年度より全面实施
・ 中学校:令和3年度より全面实施

東京都

○平成29年5月東京都がん対策推進会議
○平成29年10月第3期がん対策推進計画(第二次改定)

○平成30年1月東京都がん教育推進協議会「提言」
・ 学校におけるがん教育の充実
・ 外部講師の活用に当たっての基本条件の整備
・ がん教育推進のための会議体の設置
・ 外部講師派遣の仕組みづくり

2 令和2年度までの区のがん教育の取組

会議関係

○がん教育部会(平成26年～28年)(担当:保健計画課)
区のがん教育の方向性について検討
① がん教育パッケージの作成
② 区立小学校6年生、中学校3年生に授業を実施
③ 外部講師(がん経験者)の活用

○がん教育パッケージ改訂検討会(令和2年)(担当:保健計画課)
・ がん対策推進計画において、上記①を定期的に見直し、改訂することとしている。

事業運営関係

○外部講師の調整(担当:保健計画課)
・ 他の事業で関りのあるがん経験者の・団体を講師として紹介、学校の依頼に基づき日程調整。

○外部講師の講師料(担当:庶務課→指導室)
・ 講師料については、当初保健計画課についていたが、平成29年度より庶務課へ、学習指導要領の改訂に合わせて、令和元年度より指導室に予算措置。

令和3年度
新学習指導要領
の全面実施化

3 令和3年度のがん教育について

新学習指導要では、小学校6年生、中学校2年生において、がん教育を実施することとしている。
そのため、学校における授業運営については、学校が主体的に取り組むことが望まれる。

会議関係

○がん教育推進会議(令和3年度新規)
・ がん教育の評価方法の検討
・ がん教育の方向性の検討

○がん教育パッケージ改訂検討会(定期改訂)

事業運営関係

○がん教育パッケージ(スライド等)の年次更新
・ 経時的なデータについては、毎年度事業開始前に修正をする。

○外部講師の調整
・ 学校が外部講師(学校医、がん経験者等)と連絡調整する。調整ができない場合は、保健計画課が手配する。